

【研究ノート】

# ポストモダンソーシャルワーク における権力概念の考察 ～ソーシャルワーク実践への応用に向けた概念整理

高城 大\*

Consideration of the Concept of Power in Post-modern Social Work  
～Adjusting the Concept for Application in Social Work

Dai Takashiro

## 要 約

本研究は、ポストモダンソーシャルワークにおける権力概念を考察したものである。ポストモダンソーシャルワークにおいて、権力を捉えようとする際、フーコーの権力論が導入されている場合が多い。フーコーの権力論は、これまで目に見えなかった権力を改めて権力として認識するために有効であるという基本的な認識は示しつつも、なぜポストモダンソーシャルワークにおいて、フーコーの権力論に高い関心を示したのだろうか。本研究では、ソーシャルワークにおいて示唆的なフーコーの文献やポストモダンソーシャルワークにおいてフーコーを取り上げている文献を中心に用いて、批判的考察を行った。その結果、①ソーシャルワークは専門知と今後どのように向き合うかという点、②ソーシャルワークの専門知が権力と結び付くことによって、パターンリズムが内面化していく過程に対して、いかに自覚的に実践していけるかという点、③ソーシャルワークは専門知の使用や蓄積をめぐって、いかにクライアントの物語に真摯に耳を傾け、専門知の硬直を常態化させないよう、常に専門知の使用が適切なのかを検証し、ソーシャルワークの知的基盤を点検する作業が重要である点が明らかになった。今後、検討していくべき、上記三点の論点を実践しながら同時に検証していく必要性を提言した。

## Abstract

This study considers the concept of power in postmodern social work. When trying to grasp the role power plays in postmodern social work, Foucault's theory of power often takes center stage. While Foucault's theory of power is useful for recognizing something that seemed previously powerless as powerful, this study set out to discover why there is such high interest in Foucault's power theory in postmodern social work. This study carries out a critical analysis on Foucault's suggestive social work literature and also literature covering Foucault's theory in postmodern social work. As a result, further discussion and implementation is necessary with regards to the following points: (1) how will social work con-

受付日 2017. 9. 20 / 受理日 2018. 1. 16

\*堺市美原保健福祉総合センター 生活援護課

front technical knowledge in the future ; (2) through the combination of technical knowledge and power, is it possible to subjectively put into practice the internalization of paternalism ; and (3) social work examines ways in which to earnestly listen to clients' narratives through use and acquisition of technical knowledge, but so as not to normalize the rigidification of technical knowledge, it is necessary to assess whether it is always necessary to use said knowledge and examine the intellectual foundation of social work.

● ● ○ **Key words** フーコー Foucault / 専門知 Technical knowledge / 権力 Power

## 1 問題の所在と研究目的

拙稿「ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察」で、ソーシャルワークにおいて権力がいかなる形態をとってクライアントに及んでいくのかについて基礎的な考察を行った（高城 2015）。これまでソーシャルワークにおける権力概念は、外部から目に見える事態を指す傾向があった<sup>1)</sup>。そのため、ソーシャルワーク過程において、権力を行使しようとするワーカーの意図を確認することによってその作用をとらえようとしていた。しかしながら、権力とは目に見える性質のものばかりを捉えていると不十分である。例えば、ルークス（Lukes, S. 1974）によれば、権力には無意識に行使される形態があるのだという。つまりは権力を行使する人間の意図を確認するだけでは、十分に権力をとらえることができないというのである。しかし、ルークスの権力論においても、権力を行使する特定の人間の存在を前提としていたため、例え、権力を行使する意図が読み取れなくとも、行使する人間は明確であるため、権力を行使する側とされる側といった一方向的で垂直的な関係性の把握に終始してしまうという課題があった<sup>2)</sup>。そこで、ソーシャルワークにおいて権力を把握する際、フーコーの権力論を導入することが有効である旨を指摘した。フーコーによる「規律型権力」や「生-権力」と呼ばれる概念を援用することで、ソーシャルワーク過程において権力とは必ずしもワーカーの意思によってクライアントに対して一方向的で垂直に作用するものではないことが明らかになった。フーコー（Foucault, M. 1976=1986）によれば、権力は非人称化しているものであり、無数の力関係の中で至る所からでも及ぶ可能性を有しているのだという理解が可能となった。

このように、今日のソーシャルワークにおいて、権力を捉えようとする際、フーコーを中心としたポストモダン思想が受け入れられつつある。ソーシャルワークにおけるポストモダン思想は、援助者たるワーカーが、これまで軽視しつつあったクライアントの主観的な語りに向き合い、その意味世界への接近を重視する流れのなかで台頭してきた考え方である。こうした考え方は、従来、なぜワーカークライアント関係は上下関係に転化しやすく、力の不均衡が生じてきたのかといった問いに対して、どのように見直しを図り、いかにクライアントと向き合うのかといった、ワーカーとクライアントとの新たな関係性を模索するきっかけとなっている。換言すれば、ソーシャルワークの援助関係は、なぜ非対称な関係性が固定されてしまっているのかという根源的な問いに対して、どのように揺さぶりをかけるのか。そして、ワーカーとクライアントが置かれている構造的な位置の相違から生じる力の不均衡をどのように捉えるのかが論点となっている。

わが国のソーシャルワークにおいてもポストモダンの権力論に関して取り上げられる機会が多くなってきたが、権力に関する捉え方は多義的であり、意味するところも曖昧である。こうした傾向は何もソーシャルワークに限ったことではないものの、なぜソーシャルワークは、フーコーの権力論に高い関心を示しているのであろうか。言い換えれば、援助者たるワーカーと被援助者たるクライアントとの関係における力の不均衡を問い直す際、なぜフーコーの権力論が問い直しの基軸となっているのかということは十分議論されていない。

そこで、本研究では、ポストモダンソーシャルワークにおける権力概念について考察する。特に、フーコーの権力論が与えた影響を理論的に読み解くことがソ

ーシャルワーク実践において新たな関係性の在り方を探求することにつながるという問題意識を持っている。研究方法としては、フーコーの権力論に依拠したポストモダンソーシャルワーク論に関する文献やポストモダンソーシャルワーク論においてフーコーを取り上げている文献、『監獄の誕生』『性の歴史』などのソーシャルワークに示唆的なフーコーの文献を中心に取り上げ、これまでの権力概念とはどのように異なるのか批判的に考察を試みる。フーコーの権力論をソーシャルワークに導入することが有意義であるという基本的認識は有しつつも、ソーシャルワークの援助関係を問い直す際、なぜフーコーの権力論が有効であると解釈されているのか、フーコーの理論を取り入れたことによって理論的及び実践的にも新たにどのような問題が生じたのか検証作業を行う。

## 2 ソーシャルワークにおける権力論の変遷

フーコーの権力論を考察する前にまず、ソーシャルワークが権力をどのように捉えてきたのか、その変遷を確認しておきたい。これまでソーシャルワークにおいて、概念的にワーカーとクライアントは一貫して対等性を志向してきた。しかし、現実にはパワーインバランスな関係に陥りがちであり、対等でない場合が多かった。なぜなら、ワーカー側は、専門的な知識や技術を背景とした様々な力を有していることが一般的であり、構造的に非対称な関係だからである。その結果、ワーカー-クライアント関係はあたかも固定されてしまっているように見え、この関係が逆転することは通常ないものと考えられてきた(稲沢1997)。このことは、特に我が国においてはソーシャルワークが、非対称的な社会構造の上に成立しているからであり、ワーカーは「援助する」立場に立ち、クライアントは常に「援助される」側であるといった関係性を前提に実践しているからであろう。こうした関係性は、専門職者たるワーカーのみが問題解決のための方法論を有しているものであり、ワーカーの提示した解決策に従うことが望ましいとするいわば医師-患者関係のモデルに起因している<sup>3)</sup>。ソーシャルワークにおける権力とは、まさにワーカーとクライアントという特定の関係性のなかで生じることが想定されており、これまでも

パターンリズムの文脈で取り上げられてきた。しかしながら、1990年代にソーシャルワークに影響を与え始めたポストモダンの考え方は(Payne, M. 1997)、従来のソーシャルワークが医学モデルのように近代的な諸価値や科学観に依拠していることに懐疑的であった。従来のソーシャルワークは近代的な知をもとに専門知を構築してきたのであり、合理性や客観性そして科学性を重要視してきた。そのため、クライアントの主観的な語りを軽視しがちな関係性を構築してきたのだという。また、ソーシャルワークの専門用語を介してクライアントの言葉を翻訳していたため、クライアントの意味世界を十分に尊重できていなかったと批判するのである<sup>4)</sup>。

ポストモダンのソーシャルワークはこれまでのソーシャルワークが依拠してきた近代知に対するアンチテーゼとして登場してきたと言える。その反省的な意味合いから、ポストモダンの視座が取り入れられるようになり、なかでもフーコーの権力論を積極的に導入し、理論的支柱に据える試みがなされているようである。ここで気になるのは、ポストモダンの流れがソーシャルワークに押し寄せてきた経緯は理解できるにせよ、なぜあえて「フーコー」を受け入れるにいたったのであろうかという点である。たしかにソーシャルワークがフーコーの権力論を援用することによって、権力というものがワーカーによるクライアントに対する押しつけや服従、抑圧といった「目に見える」様相だけを示すものではないという理解が可能になった。例えば、「生-権力」概念に代表されるように、ある目標に向かって、あたかもクライアントが自発的に順応していくような「目には見えない」、緩やかに作用していく形態についても、ソーシャルワークにおいて改めて権力として認識されるようになった(Foucault, M. 1975=1977)。このことは、これまでの権力観を覆すことに大きく貢献した。つまり、ソーシャルワークにおける権力を捉えるうえで大きな転換点になったと評価できる<sup>5)</sup>。しかしながら、これまでの権力論を問い直し、援助を規定する関係性を見直す傾向があったにせよ、なぜポストモダンソーシャルワークがフーコーの理論を積極的に取り入れたかの明確な回答にはなっていない。というのも、フーコーはその著『監獄の誕生』において、「規格への合致の裁定者」としてソーシャルワークを名指しで批判している。続けてク

ライエントは「身体・身振り・行動・行為・適正・成績をこの規格なるものに従属される」(1975=1977: 304)と言い、規則化推進の権力を支えているのだと指摘するのである。こうしたフーコーによる鋭い指摘からも推測できるように、本来であれば、そもそもソーシャルワークはフーコーの権力論とは決して親和的ではないと考えられる。にもかかわらず、なぜソーシャルワークは一見相反するように見えるフーコーの権力論に高い関心を示したのであるか。

次節では、ポストモダンソーシャルワークがなぜフーコーの権力論を取り入れたのかという疑問をもとに、ソーシャルワークにとって、フーコーの権力論を受容することに、どのような意義があると考えていたのかを中心に議論を進めていく。

### 3 ポストモダンソーシャルワークにおける 権力概念とフーコーの権力論の意義

ソーシャルワークはポストモダンと呼ばれる理論のなかから、なぜフーコーを選択したのだろうか。三島(2007:v)によれば「ソーシャルワークがフーコーの思想を受け入れることは脅威だ」と指摘している。にもかかわらず、ソーシャルワークはフーコーの理論を用いて、権力関係の見直しに積極的に取り組んでいる。たしかにフーコーの権力論はソーシャルワークにおける権力を解説するうえで重要な示唆を与えている。例えば、ポストモダンソーシャルワークの嚆矢とされるハートマン(Hartman, A. 1991)による巻頭緒言「言葉が世界を創る」においても、フーコーの権力論が援用され、ソーシャルワークにおける「知」と「権力」との結びつきが指摘されている。マーゴリン(Margolin, L.)も、フーコーの理論に影響を受けており、援助関係について「お定まりの主体/客体の二分法が成立し、ソーシャルワーカーはまったくそれに安んじることができる。支配的なグループのメンバーは能動的であり、従属的なグループのメンバーは受動的である。一方が見、他方は見られる。一方が書き、他方は叙述の対象になる。一方が知識と指示を調達し、他方は感謝しながら知識を吸収し、指示に従う。」(1997=2003: 398)と援助関係にかかるこれまでの権力概念に疑問を呈している。

確かにフーコーの権力論によって、従来のソーシャルワークが対等な関係性を指向しつつも、実際には専門知に基づく言説を提示し、その言説のみを正解にしているのではないかということが明らかになった。クライアント側はこうしたある特定の援助関係において生じる力の不均衡を敏感に感じている。一方のソーシャルワーク側も権力を有していることを敏感に感じつつも、ソーシャルワークの援助過程で生じる権力の問題をできるだけ前面に押し出さずして、対等な関係を構築していくことが迫られた<sup>6)</sup>。そこで、クライアントの自己決定権を利用し、権力に係る説明しづらい部分、すなわち都合の悪い部分について関心を逸らそうと試みる必要があった。このことは、専門知に基づく言説をクライアントが受け入れられなければ、それがクライアントの自己決定なのであり、ワーカーはその意思を尊重したとすり替えてきたことからも推測される<sup>7)</sup>(尾崎 2002)。さらにもっと問題なのは、自己決定した結果、その決定に伴う責任はクライアント自身が背負うという論理をあたかも当然の帰結であるかのごとく受け入れていることである。それは、ソーシャルワークの価値観を押し付けることを意味しており、こうした論理の押しつけこそが実は権力なのではないだろうか<sup>8)</sup>(児島 2002, 市野川 2006)。そしてポストモダンソーシャルワーク論において、まさしく、こうした文脈で語られる「対等性」こそが欺瞞に満ちた権力なのだと言われているのではないだろうか。

フーコーの知見を援用することによって、こうしたソーシャルワークの「知」と「権力」との強固な結びつきが明らかになり、何気なくやりとりしているなかでワーカーの発する言葉も、専門知によって語られる権力性を帯びた言説(discourse)なのであり、そこに権力作用が垣間見えるのではないかというのである<sup>9)</sup>(小沢 2002)。

フーコーの知見はこれまでにはつかみどころのない概念であった権力を議論の俎上にあげ、ソーシャルワークが抱えていたパターナリズムの問題を説明する有効な理論になりえた点は非常に意義がある。児島によれば、フーコーの理論は「ソーシャルワークにおける「古くて新しい問題」であるパターナリズムからの脱却をはかるために有効な理論として採用されたのではないか」と言い、「[「反省的学問理論」を含むポストモダンソーシャルワーク論者は、フーコー思想の応用可

能な部分だけを取り上げることにより、ワーカークライアント関係に生じる権力への批判に対抗できるよう理論武装することに成功した」(2009:38)のだという。

このように、ソーシャルワークの援助過程で生じる権力の問題について、説明可能な部分だけを抽出し、例えば権力を行使する程度の問題など説明しづらい部分からはクライアントの関心を逸らすことに一定成功を取めた。しかし権力とは、ソーシャルワークに限らず、人間関係が存在する限り、必ず作用するものである。宮原は、フーコーの権力論を参考に「権力関係なき社会を夢見るのではなく、つねに個別具体的な抵抗に留意しつつ権力関係の固定化、閉鎖化を防ぐことが重要だ」(1998:117)という。フーコー自身も「どのような人間関係においても、権力の諸関係は存在するのであり、可動的なもの」だという。また権力には必ず「抵抗の可能性」(1994=2002:233-234)があるのだとし、権力関係そのものを問題視しているわけではないのである。

### 今後の課題

ソーシャルワークにおける権力を捉えるにあたって、フーコーの権力論になぜ高い関心が払われたのかということを中心に議論を進めてきた。これまでの考察のなかで、①これまで扱いにくいものの、実践上その行使が避けては通れない権力作用について、一定説明可能な概念としたこと、②その説明可能な部分を取り入れたことによって、一方でソーシャルワークの援助過程にクライアントがどの程度参加し、権力を縮小していくのかといった説明しづらい問題にかかる議論からクライアントの関心を逸らすためだったこと、③反省的学問理論を含むフーコーの理論によって、ソーシャルワークそのものを自己批判することで、権力行使にかかるクライアントの反発を一定押さえることに成功したこと、以上3点が、ソーシャルワークが積極的にフーコーを受容してきた理由だとまとめられる。フーコーをはじめポストモダン論者によって、これまでのソーシャルワークは、自ら自発的に法や秩序などに服従する人間をつくり出すテクノロジーなのであって、近代社会が制度化した知を真理と設定し、それに

従う主体へと変化させるための技術や知の体系だったとして捉え返された(Howe, D. 1994)。ソーシャルワークはフーコーを積極的に取り入れ、これまでのパターンリズムに対して、自己批判をする手段を手中に収めたわけであるが、フーコーの議論は、専門知の暴力性やソーシャルワーク実践そのものの欺瞞性という、援助実践に対する原理的な疑問に結びつきやすく、ワーカーに極端な自己否定をもたらしかねない。

今後、ソーシャルワークにおける新たな援助関係を考えていくにあたって、以下の三点に整理してまとめにかえたい。第一に、ソーシャルワークは専門知と今後どのように向き合うかという点である。ハートマン(1991)は、ソーシャルワークの知を捨てるべきではない指摘しているように、我々は、ソーシャルワークの知を取捨するか否かの議論をするのではなく、クライアントと向き合う際に専門知がもつ権力性にいかに敏感であり続けることができるかということ議論すべきである。例えば、閉塞的な援助関係における権力作用を顕在化し、可視化するためにワーカーとクライアントの面接時の言葉のやり取りを分析することは非常に有効な試みの一つだと思われる。なぜなら一般的に権力を有する者は、言葉を発する回数や量をコントロールする権限を有しているからである。こうした試みは、ソーシャルワークの専門知に基づいて語られる言葉を自覚的な点検作業を積み重ねることになる。ワーカーとクライアントとの相互作用における言説を分析することを契機に、どのようにパターンリズムが内面化されているのかといった不可視な権力作用が立ち現れる可能性が十分考えられるからである。

第二は、一点目と論点が重なるが、ソーシャルワークの専門知が権力と結びつくことによって、パターンリズムが内面化していく過程に対して、いかに自覚的に実践していけるかという点である。本研究において、ソーシャルワーカーによって発せられる言葉のなかには既存の権力関係を支えてきた専門知が潜んでいるということを確認してきた。援助関係を再考するにあたって、援助する者とされる者という関係性がなぜ堅固なまでに自明視されてきたのかを考えていく必要がある。例えば藤村の「援助-被援助という役割の固定された関係ではなく、目的に応じて互換的あるいは相互に触発的な関係を含む」(1999:204)という指摘は非常に示唆的である。援助過程において、常にワー

カーからクライアントへ権力が及んでいるわけではなく、クライアントが優位な立場に立ち、援助者よりも知識を有している場面や状況が十分もあり得るのである<sup>10)</sup> (三野 2012, 松田 2000)。そのため、ソーシャルワークにおけるパワーバランスはその都度、目まぐるしく入れ替わるダイナミックな関係なのだととらえておくことが重要であろう。

最後に、ソーシャルワークは専門知の使用や蓄積をめぐって、いかにクライアントの物語に真摯に耳を傾け、専門知の硬直を常態化させないよう、常に専門知の使用が適切なのかを検証し、ソーシャルワークの知的基盤を点検する作業が重要であると考え。例えば、前述のフーコーの指摘にあるように、ソーシャルワークの援助過程において、権力作用が生じた際、クライアントはどのように抵抗を試みているのかをつぶさに確認していくことによって、権力関係の綻びに照射することができるのではないか。ソーシャルワーカーはクライアントの発する言葉に対してなぜ専門知を用いて翻訳する必要があるのか、こうした問いに自問自答し続けることが、パワーインバランスに陥りがちなワーカークライアント関係を徐々に変革していくことにつながると思われる。

上記のような論点を実践しながら、同時に検証していくことが、今後ソーシャルワークの援助関係を根本的に問い直すことにつながり、理論的に新たな展望が開ける余地があるように思われる。

## 注

- 1) 例えば、児童を虐待する親への介入のように援助の名のもとに強制的に子どもを一時保護するような事例を想起された(稲沢 2011: 193)。
- 2) 星野 (2000: 112) によれば、ルークスの三次元的権力観は「権力行使における観察可能な行動よりもむしろ無活動や無意識な行使であり、集団や制度といった集合体による権力行使」を問題にしているという。
- 3) 中野 (1998: 114) によれば、「素人 (一般の人々) が単独では対処し切れないような人間や社会の危機 (問題) を、専門的に訓練された方法で乗り切ることのできる」者こそがプロフェッションなのだというように、これまでのソーシャルワークにおける援助関係も医師-患者関係をもとにその関係性を規定してきたと言えるだろう。

- 4) 例えば、「作業所に通いたい」とクライアントが言った言葉に対してワーカーが「就労支援」や「社会参加を促す」と解釈することが考えられる。これまでのソーシャルワークはクライアントの状況をワーカーの視点のみでとらえ、クライアント自身が語るニーズではなく、援助者が立てたクライアントの援助方針へと変容してしまうといったことが多々あった。
- 5) 野口 (2000: 149) はフーコーが「ソーシャルワークにおいて言語あるいは言説のもつ意味を、権力の問題と捉え直し、「日常的な言語実践を通じて立ち現れてくる現実」こそがソーシャルワークの介入の焦点になるべきだと主張されたと言及している。
- 6) 木原 (2009: 162) によると、「社会福祉も含めて専門職がもっていた特権を打破する、あるいはその権力構造の解体を志向」した当事者主権は、「伝統的な社会福祉の理論やソーシャルワークが真摯にクライアントの語る現実世界を聴いてこなかったことを暗示している。」
- 7) 尾崎 (2002: 127) によると「あなたが自分で決めてよいのです」「あなたが自分で決めるしかないのです」といったことは援助者がクライアントから逃亡したり、援助から撤退するとき用いることばであると指摘する。さらに「援助者はこれらのことばを自己決定を操作したり、強要したりする際に使うこともある」と自己決定を操作することにもなりかねないと喚起を促している。
- 8) 児島 (2002: 224) は、ソーシャルワークにおいて、「自己決定=自己責任というカップル概念が自明視されていること」が浸透していることが問題だと投げかけており、市野川 (2006: 212) は「他者の自己決定を尊重し、また実現するために自分に何ができるか、ではない。自分の中に没入するために、他者への想像力をどうやって遮断するかであり、その遮断の最もありふれた方法は、自己決定を自己責任にすり替えることである」と指摘している。
- 9) 小沢 (2002: 23) はカウンセリング場面の権力問題に焦点を当ててクライアントは相手の意向を察しようとして「いい子」としての答えを出す方向に自発的に傾いているとカウンセリング技法と思想の欺瞞性を告発している。ソーシャルワークにも同様の構図があると考えられる。
- 10) ここで重要なのは、フーコーは権力を関係としてとらえている点である。権力とはクライアントに一方的に向けられているというのではなく、ワーカー自身も権力関係のなかにいるため、その影響が常に及ぶという理解が可能になる。松田 (2000: 101) は、専門職支配という事態を例にとり、「ソーシャルワーカーがクライアントを支配する事態であるというより、ソーシャルワーカーもクライアントも支配されている事態」なのでだと指摘する。三野 (2012: 4) も、精神障害者の授産施設という場において、依存性や権力性等、様々な要素が入り混じる独特なワーカークライアント関係をうまく記述している。これまでのような援助する-されるという単純な図式ではソーシャルワークにおける関係性を記述できなくなっているのではないだろうか。

## 文献

- Foucault, M (1975) *Surveiller et Punir : Naissance de la Prison*, (=1977 ミシェル・フーコー著 田村 俣訳『監獄の誕生－監視と処罰』新潮社)
- (1976) “La Volonté de Savoir (Volume 1 de Histoire de la Sexualité)”, (=1986 ミシェル・フーコー著 渡辺守章訳『性の歴史 I 知への意志』新潮社)
- (1994) *Dits et Ecrits 1954-1988*, Edition établie sous la direction de Daniel Defert et Francois Ewald, Ed. Gallimard, Bibliothèque des sciences humaines, 4 volumes (=2002 「自由の実践としての自己への配慮」蓮實重彦・渡辺守章監修 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝 編『ミシェル・フーコー思考集成 X 1984-88 倫理／道徳／啓蒙』筑摩書房, 218-246.
- Hartman, A. (1991) *Words Create Worlds' Social Work*, 36, 4, 275-276.
- 星野智 (2000) 『現代権力論の構図』情況出版.
- Howe, D. (1994) *Modernity, Postmodernity and Social Work British Journal of Social Work*, 24, 513-532.
- 市野川容孝 (2006) 『社会』岩波書店.
- 稲沢公一・岩崎晋也 (2011) 『社会福祉をつかむ』有斐閣.
- 稲沢公一 (1997) 「第 6 章 2 社会福祉援助の専門性と専門職について－専門性と倫理」植田章・岡村正幸・結城俊哉編著『社会福祉方法原論』法律文化社 289-301.
- 藤村正之 (1999) 「第 10 章 福祉と共生への新たな視点」岩田正美・上野谷加代子・藤村正之『ウェルビーイング・タウン社会福祉入門』有斐閣アルマ 203-224.
- 木原活信 (2009) 「第六章 社会福祉領域におけるナラティブ論」野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』勁草書房 153-175.
- 児島亜紀子 (2002) 「第 4 章 誰が「自己決定」するのか－援助者の責任と迷い」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・児島亜紀子共著『援助するということ』有斐閣 209-256.
- (2009) 「英国ポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題をめぐって：ハウ論文の批判を中心に」『社会問題研究』58 29-43.
- Lukes, S. (1974) *Power : A radical view*, London : Macmillan.
- Margolin, L. (1997) *Under The Cover Of Kindness : The Invention of Social Work* University of Virginia. (=2003 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築－優しさの名のもとに』明石書店.
- 松田博幸 (2000) 「第 8 章 セルフヘルプ・グループと「ともに」学ぶこと」伊藤克彦他編著『心の障害と精神保健福祉』ミネルヴァ書房 97-111.
- 三野 宏治 (2012) 「対人支援関係における専門家の権力性に関する考察」『対人援助学研究 1』1-10.
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の〈科学〉性：ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房.
- 宮原浩二郎 (1998) 「第 5 章 フーコーのいう権力」『ことばの臨床社会学』ナカニシヤ出版, 103-123.
- 中野秀一郎 (1998) 「第四章 権力としての医療」園田恭一編『社会学と医療』弘文堂 109-138.
- 野口裕二 (2000) 「第 6 章 臨床実践への社会学的接近」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際－福祉社会学研究入門』東信堂 139-160.
- 小沢牧子 (2002) 『「心の専門家」はいらない』洋泉社.
- Payne, M. (1997) *Modern Social Work Theory* (2 ed) Palgrave.
- 高城大 (2015) 「ソーシャルワークにおける権力論をめぐる基礎的考察」『総合福祉科学研究 第 6 号』25-34.